

資料提供
平成 26 年 6 月 10 日
(しまなみ海道自転車道利用促進協議会)
課名(広島県)： 道路企画課 観光課
担当者： 中本, 後藤 岡崎, 梅田
内 線： 3891 3389
直通電話： 082-513-3891 082-513-3389

しまなみ海道自転車道利用促進協議会の設置及び協賛企業等の募集について

1 要旨

広島県では、しまなみ海道サイクリングロードの橋梁区間の通行料金の無料化については、今年度の夏休み頃の実施を目標に関係機関と調整を進めています。今回、「しまなみ海道自転車道利用促進協議会」を設置し、無料化をはじめ更なる利用環境向上を図るための財源確保の取組を開始します。

2 しまなみ海道自転車道利用促進協議会の設置

- (1) 目的：しまなみ海道自転車道の利用促進、利便性向上を図るための協議、情報交換等を行い、関係機関の連携の強化を図るとともに、魅力ある自転車道づくりにつながる施策を推進し、国内外から認められる「サイクリストの聖地」とすることを目的とする。
- (2) 構成団体：愛媛県(会長:土木部長), 広島県(副会長:土木局長), 今治市, 尾道市
- (3) 設置日：平成 26 年 6 月 6 日

3 協賛企業等の募集

(1) 募集開始日等

平成 26 年 6 月 11 日(水)から募集を開始し、募集要領、申込み方法等は広島県ホームページに掲載します。

(2) 取組内容

①セーフティーマット設置協賛企業の募集(別紙1)

多々羅大橋への広島県側アプローチである自転車等専用道の一部区間に、安全対策としてのマットを設置することとしており、この取組に協力いただける企業を募集します。なお、協賛企業のPR効果を付加するよう、マット前面に企業名を記載します。

②支援型自動販売機設置事業者の公募(別紙2)

しまなみ海道自転車道沿線の広島県管理道路区域等に、売上げの一部を寄付していただく支援型自動販売機を設置することとし、その設置事業者を公募します。

【①イメージ図】



【②イメージ図】



セーフティーマット設置協賛企業の募集について

しまなみ海道自転車道利用促進協議会

1 要旨

しまなみ海道サイクリングロードの利便性向上のための財源を確保するため、多々羅大橋への広島県側アプローチである自転車等専用道の一部区間に、安全対策としてのマットを設置することとしており、この取組に協力いただける企業を募集する。なお、協賛企業のPR効果を付加するよう、マット前面に企業名を記載する。

2 募集概要

- (1) 募集期間 : 平成 26 年 6 月 11 日 (水) ~ 平成 26 年 7 月 11 日 (金) まで
※募集要領や申込み方法など、詳細は広島県ホームページに掲載。
- (2) 協賛金 : 年間 30 万円の協賛金につき、企業名 1 枠 (マット 2 枚相当) とする。
※複数枠希望や複数企業合同の応募も可能。
※製作・設置及び維持管理に係る費用を含む。
- (3) 設置場所 : 尾道市瀬戸田町垂水 (多々羅大橋アプローチ道路 (自転車等専用道路))
- (4) 募集枠数 : 20 枠
- (5) 内 容 : マットに記載する内容は、企業名もしくは企業名+ロゴマークとする。
※デザイン及び色彩は企業が計画し、当協議会が審査した上で決定する。
※現地での配置順など設置に係る詳細は、今後協議会が決定する。
- (6) 企業名規模 : 1 枠の大きさは横 3.4m×縦 0.7m とする。
- (7) 契約期間 : 平成 26 年 7 月 (予定) から 3 年間
- (8) そ の 他 : 設置箇所、設置枚数に関する希望がある場合は、協議に応じます。

【設置イメージ】



【位置図】



【設置箇所の詳細】



支援型自動販売機設置事業者の公募について

しまなみ海道自転車道利用促進協議会

1 要旨

しまなみ海道サイクリングロードの利便性向上のための財源を確保するため、しまなみ海道自転車道沿線の広島県管理道路区域等に、売上げの一部を寄付していただく支援型自動販売機を設置することとし、その設置事業者を公募する。

2 公募概要

- (1) 公募期間 : 平成 26 年 6 月 11 日 (水) ~ 平成 26 年 6 月 25 日 (水) まで
※募集要領や申込み方法など、詳細は広島県ホームページに掲載。
- (2) 設置場所 : 尾道市内の県管理道路区域または市管理区域 4 箇所 5 台 (下図参照)
※各箇所での詳細な設置場所は、契約後に事業者と調整し決定する。
- (3) 契約期間 : 平成 26 年 7 月 (予定) から 5 年間
- (4) 支援内容 : 「支援自販機の売上額×事業者が提示した寄付率(%)」を当協議会に寄付する。
- (5) 土地使用料: 道路法に基づく占用料等は、(4) とは別に事業者が負担する。
- (6) そ の 他: 初期設置及び運営 (電気代等) に係る費用についても、(4), (5) とは別に事業者が負担する。また、自販機のデザインは事業者が計画し、当協議会が審査した上で決定する。

3 事業者選定方式

設置事業者は総合評価方式により選定する。

評価項目		評価内容	評価方法	配点
1	寄付率	売上額に乗じる料率を提示(%、小数点第1位まで)	最高料率を 50 点とし比例按分	50 点
2	社会貢献度合	広島県内での応募者所有の地域支援型自動販売機の設置の有無	加点方式	20 点
3	設置する自動販売機の機能	ノンフロン対応などの付加機能等の有無	加点方式	5 点
4	現地精通度合	しまなみ島嶼部への応募者所有の自動販売機の設置状況	加点方式	10 点
5	上記以外の支援内容等	事業者からの支援内容を評価	3段階評価	15 点
総得点				100 点

【設置箇所】

